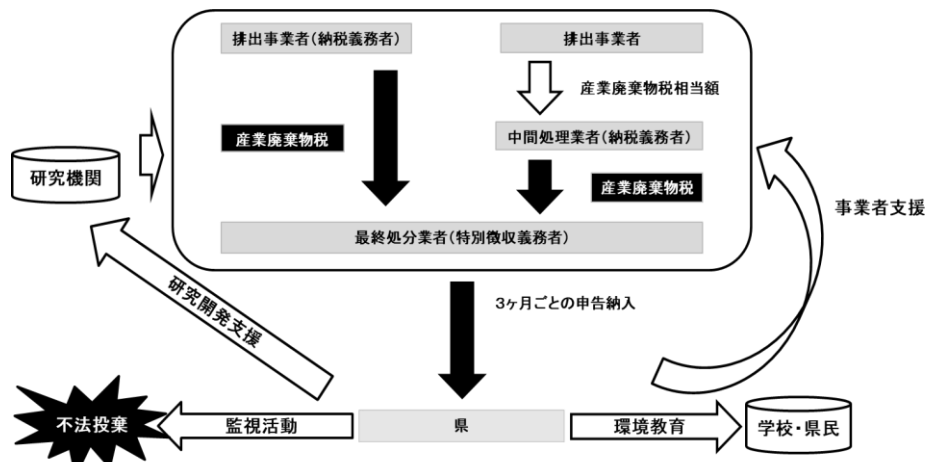
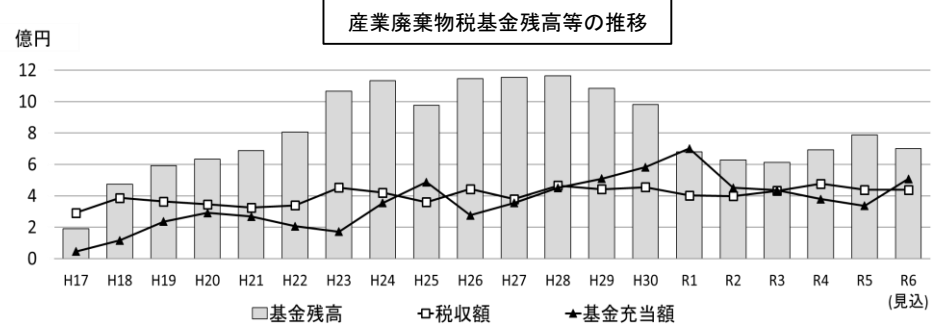


1 産業廃棄物税(産廃税)の概要

- 目的** 産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用
その他適正な処理の促進に関する施策の実施
- 施行日** 平成17年4月1日
- 現行課税期間** 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 課税対象** 県内最終処分場へ搬入した産業廃棄物
※納税義務者は排出事業者(中間処理業者を含む)
- 税率** 最終処分場への搬入重量1トンにつき1,000円
- 徴収方法** 最終処分業者による特別徴収
※自社処分の場合、排出事業者による申告納付
- 導入状況** 東北6県を含む27道府県1政令市



2 税収額等の推移



税収は、震災後3億円台後半から4億円台で推移し、令和5年度は約4億4千万円となった。
基金残高は、震災によるがれき類の排出増加の影響等で、一時的に11億7千万円台まで増加したが、令和5年度末時点では約7億9千万円となった。

3 産廃税充当事業の概要

	単位:千円					計	割合 (%)
	R2年度 決算額	R3年度 決算額	R4年度 決算額	R5年度 決算額	R6年度 当初予算額		
①産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に関する事業	326,111	307,737	283,013	234,481	264,102	1,415,444	67%
事業者支援	181,967	209,731	215,276	158,862	221,998	987,833	47%
試験研究	38,056	27,904	21,724	20,918	22,584	131,187	6%
普及啓発・環境教育	105,839	70,102	46,013	54,701	19,520	296,176	14%
その他	249	0	0	0	0	249	0%
②産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業	124,462	127,308	95,738	101,328	243,254	692,090	33%
合計	450,572	435,045	378,751	335,809	507,356	2,107,534	100%

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

令和2年度から令和6年度の5年間に、①産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に関する事業に約14億2千万円、②産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業に約7億円の合計約21億を充当予定。

4 産廃税の今後の在り方

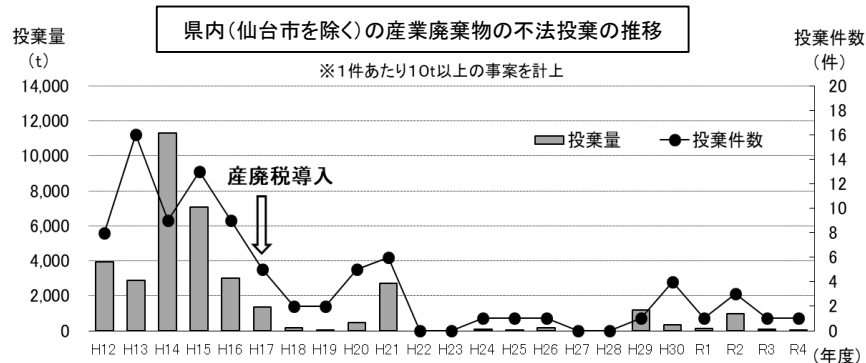
(1) 産廃税の継続の必要性

①宮城県循環型社会形成推進計画(第3期)における目標と現状

項目	H30年度 実績値	目標値 (R12年度)	現状 (R4年度)
排出量	1,096万トン	1,000万トン	1,048万トン
リサイクル率	35.6%	35.0%	37.9%
最終処分率	1.7%	1.0%	1.6%

排出量、リサイクル率、最終処分率について、令和12年度において高い目標値を設定しており、現時点では、リサイクル率以外は目標に達していない状況にあることから、産業廃棄物の3Rに関する施策の一層の推進が必要である。

②産業廃棄物の不法投棄の現状



産廃税導入後は、不法投棄の件数・量ともに減少傾向にあるものの、本県の豊かな自然を守るため、今後も不法投棄対策に継続的に取り組んでいく必要がある。

③公共関与による新たな最終処分場の整備

公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場を整備するため(整備予定期間:令和6年度から令和9年度まで)、事業主体に対し、産廃税等を財源として、整備に要する経費への一部助成を開始しており、継続的な財源の確保が必要となる。

以上、①から③の状況を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、適正処理対策等を推進していくための貴重な財源として、**産廃税を継続すべき**と考える。

(2)税の仕組の方向性

- 課税方式 現行方式により適切に申告納入等がなされ、税制度自体が定着していること、税負担の公平性確保、東北6県同一方式であることを踏まえ、現行の仕組みを継続
- 税率 他自治体との均衡を考慮し、現行のとおり継続
- 課税期間 社会情勢の推移等を勘案して検討を行うため、5年間の時限措置を継続
- 税込年額 3億円台後半から4億円程度の見込み

5 見直しのスケジュール(予定)

令和6年 6月	県議会常任委員会報告
令和6年 6月～ 8月	関係団体等への説明
令和6年 7月～ 9月	パブリックコメント実施
令和6年 8月～11月	宮城県環境審議会へ諮問・答申
令和6年11月	11月定例県議会へ改正条例案を提出
令和7年 1月	総務大臣協議
令和7年 4月	条例施行